

確定拠出年金制度改正に伴う iDeCo掛金の納付方法変更に関するご案内

iDeCoご加入者のうち、以下（①・②）のいずれにも該当する方は、
2024年（令和6年）10月末までに『掛金払込方法』の変更が必要です。

- ① お勤め先で確定給付型の他制度（DB等）に加入している。（※）
- ② iDeCoの掛金を『毎月定額以外』の方法で納付している。

※確定給付型の他制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金並びに
国家公務員共済組合、地方公務員共済組合を指します。

- 確定拠出年金法の改正により、2024年（令和6年）12月から、iDeCo掛金の拠出
限度額の算定方法、拠出できる上限額の見直しが行われます。
- 改正に伴い、iDeCoに加入されている第2号被保険者のうち、お勤め先で確定給付型の
企業年金等（DB等）に加入し、iDeCoの掛金を『毎月定額以外』の方法で納付してい
る方は、掛金納付方法を『毎月定額』に変更していただく必要があります。

- 確定拠出年金制度の改正（拠出限度額の算定方法、上限額の見直し）に関する詳細は
>>> [1] 確定拠出年金制度の改正について
- 掛金納付方法の変更（対象となる方、お手続き方法）に関する詳細は
>>> [2] 掛金納付方法の変更について

1 確定拠出年金制度の改正について

- 2024年12月（2025年1月引落）から、iDeCo掛金の拠出限度額が変更となります。

区分	2024年12月引落まで	2025年1月引落から
確定給付型の他制度（※） に加入する場合	月額12,000円	月額55,000円 -（各月の企業型DCの事業主掛金額 +確定給付型の他制度掛金相当額） ≪上限：20,000円≫
企業型DCと 確定給付型の他制度（※） に加入する場合	月額27,500円 -各月の企業型DCの事業主掛金額 ≪上限：12,000円≫	

- 今回の制度改正により、確定拠出年金の掛金額（企業型DC・iDeCo）とDB等の他制度
掛金相当額を合算して管理する仕組みが導入されます。
- 合算管理は月額で行われるため、iDeCoの払込方法は『毎月定額』が必須となります。

お勤め先で確定給付型の他制度（DB等）に加入している方で、現在『毎月定額以外』の
方法で掛金を納付している方は、2024年10月末までに、納付方法を『毎月定額』に
変更する必要があります。

※納付方法の変更に関するお手続きについては、[2] 掛金納付方法の変更についてを
ご参照ください。

ご注意ください！

既にiDeCoに加入されている方でも、55,000円から企業型DCの事業主掛金額と確定給付型の他制度掛金
相当額を差し引いた額がiDeCo掛金の最低額（月額5,000円）を下回る場合は、掛金を拠出できなくなります。

- ◆ iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額
の概要は、厚生労働省のWebサイトをご参照ください。

こちらから
アクセスいただけます>>>



2 掛金納付方法の変更について

(1) お手続き方法

- 専用の届出書「掛金額変更届（2025年1月変更事前受付用）」に必要事項をご記入の上、三井住友海上までご提出ください。

※ご提出期限は、2024年10月末日です。

お手続きが間に合わない場合は、2025年1月から掛金の引落が停止となります。

(2) お手続き書類（専用の届出書）の入手方法（加入者Webからダウンロード）

- 専用の届出書「掛金額変更届（2025年1月変更事前受付用）」は、加入者Webの各種手続きのページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、三井住友海上までご提出ください。

Webサイトから取り出した手続き書類は、印刷して必要事項をご記入の上、三井住友海上あてにご郵送いただく必要があります。プリンターをご準備の上、ご利用ください。

各種手続

以下の「お手続の流れ」に沿ってお手続きください。ご希望の「お手続」がない場合は、[コールセンター](#)までご連絡ください。

4 記入済みの書類を郵送してください。

● 封筒貼付用のあて先用紙(156.4KB)をご利用ください。切手は不要です。

こんなとき	お手続	記入要領	ご留意事項
氏名・住所が変わるとき	加入者氏名・住所変更届 (K-005) (204.3KB) をご提出ください。	記入要領 (255.1KB)	改姓の場合で掛金積立を行っている方は、引落口座の変更手続き書類も一緒にご提出ください。
掛金の引落口座を変更したいとき	加入者掛金引落振替変更届 (K-006) (168.9KB) および 預金口座振替依頼書自動払込利用申込書 (K-007A) (239.9KB) をご提出ください。	記入要領 (534.8KB) 記入要領 (699.7KB)	個人払込をご利用の方に限りです。掛金引落振替に指定可能な金融機関はこちら(97.2KB) をご確認ください。
掛金積立を停止したいとき ※ 適用指図書（掛金を提出せず、適用のみを行う方）となる場合のお手続です。	加入者資格喪失届 (K-015) (32.8KB) をご提出ください。	記入要領(04) (1.4MB)	資格喪失理由が「04：適用指図書となるため」以外の場合、別途添付書類が必要となりますので、 コールセンター までご連絡ください。
小規模企業共済等払込証明書の再発行を依頼したいとき	小規模企業共済等掛金払込証明書再発行申請書 (K-024A) (259.3KB) をご提出ください。	記入要領 (167.2KB)	ご登録のご住所に変更がないかご確認ください。住所変更届も一緒にご提出ください。

1 Webをご利用いただけない場合等は、手続き書類を[コールセンター](#)へご請求ください。

2 国民年金基金連合会より勧奨通知が届いた方の専用届出書です。2025年1月引落より前に納付方法を変更したい場合は書類が異なりますので、[コールセンター](#)までご連絡ください。

3 確定給付型の他制度加入者（公務員を含む）で、2025年1月引落分から掛金の納付方法を年単位拠出から毎月拠出に変更する場合
※ 納付方法の変更と同時に掛金額を変更する場合があります。

4 掛金額変更届 (2025年1月変更事前受付用) (468.2KB) をご提出ください

記入要領 (705.3KB)

1 手続き書類名のリンクをクリックし、PDFファイルを立ち上げ、印刷してください。

2 印刷した手続き書類に必要事項をご記入ください。ご記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

3 ご記入済みの手続き書類を三井住友海上あてにご郵送ください。

■ 書類をご郵送いただく際は「あて先用紙」をご利用ください。
※ ご利用にあたっては、「あて先用紙」に記載のご使用方法をよくお読みください。

ご注意ください！

- 手続き書類のご記入にあたっては、それぞれの記入要領をご参照ください。
- Webサイト上でお手続きが完結するものではありません。必ず、お手続き書類を三井住友海上あてにご提出ください。

次のようなご希望がある場合は、[コールセンター](#)までご連絡ください。

- 専用の届出書（掛金額変更届）を書面でご送付してほしい。
- 2025年1月引落より前に、納付方法を『毎月定額』へ変更したい。

国民年金基金連合会から対象となる加入者に送付される通知のイメージ

国民年金基金連合会から対象者（お手続きが必要となる方）に送付される通知です。

● 国民年金基金連合会から対象者（お手続きが必要となる方）に送付される通知です。

● 専用の届出書は同封されておりません。

● 通知をお受け取りになられた方は、内容をご確認の上、専用の届出書を加入者Webからダウンロードして2024年10月末日までに必ずご提出ください。

「掛金額変更届（2025年1月変更事前受付用）」のイメージ

【月別→定額切替 事前受付専用】
加入者掛金額変更届 (第2号被保険者用)

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。
※ 国民年金基金連合会から通知された方へ送付される通知を参照してください。
※ 2025年1月1日(金)以降に引落し口座を指定する場合は、国民年金基金連合会から通知された通知を参照してください。

● 加入者サイトからダウンロードいただく専用の届出書です。(コールセンターにご請求いただくこともできます。)

● 2024年10月末日までに、必ずご提出ください。

お問い合わせ先

三井住友海上 加入者専用コールセンター
0120-401-841 (無料)

受付時間：平日（月～金）9:00～20:00 土日9:00～17:00
（祝日、振替休日、年末年始等は休業させていただきます。）

* この資料は、発行日現在の法令等に基づき作成しております。今後の制度や関連法令等の改正により、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
* この資料は、ご利用時点での内容の正確性・確実性を保証するものではありません。
* この資料は、法律、会計、税務等に関して助言を成すものではありません。これらの事項については、弁護士、公認会計士、税理士等各専門家にご確認ください。
* この資料に係る一切の権利は当社に属し、目的の如何を問わず、この資料の一部または全部を無断で使用・複製することは固くお断りいたします。